担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給資格の登録及び更新登録		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町子ども医療費の助成に関する条例 第5条第1項及び第3項		
例 規 番 号	平成16年条例第9号		

【基準】

第3条及び第5条の規定による。

(助成対象者)

- 第3条 この条例により助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれかに該当する子どもとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者を除く。
 - (1) 町内に住所を有する者
 - (2) 保護者が町内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならない者

(受給資格の登録)

- 第5条 医療費の助成を受けようとする保護者等は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。
- 3 受給資格の登録を受けた保護者等が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、町長が必要な調査を行うことにより、所得等の状況について把握できると認めたときは、更新申請書の提出があったものとみなすことができる。
- 4 町長は、第1項又は第3項の規定により保護者等から提出された登録申請書又は更新申請書 の審査の結果を保護者等に通知するものとする。

標準処	理期間	7日
備考		

	ATIONICA		F			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 年	月	日	